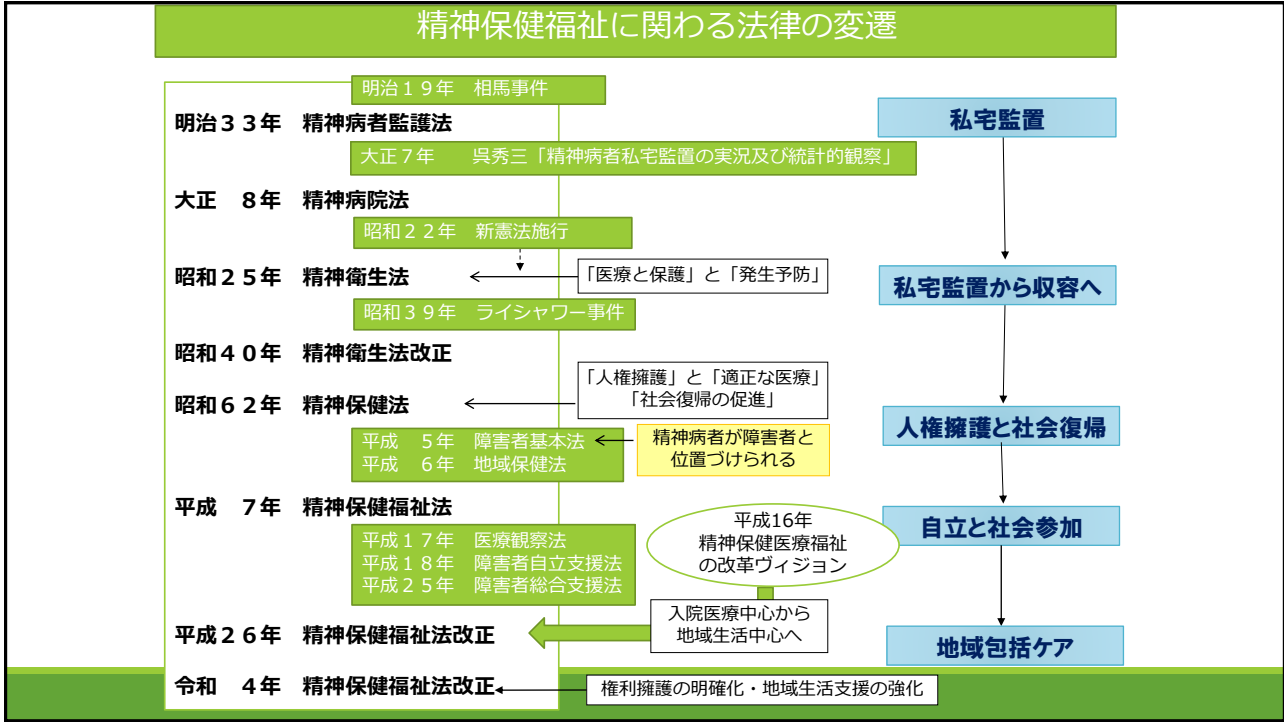


精神科医療との連携

地方独立行政法人埼玉県立病院機構
埼玉県立精神医療センター
精神保健福祉士 山内千恵美

1



2

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

目的

第一条

この法律は、**障害者基本法の基本理念にのっとり、精神障害者の権利の擁護を図りつつ、その医療及び保護を行い、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律と相まってその社会復帰の促進及びその自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行い、並びにその発生の予防その他国民の精神的健康の保持及び増進に努めること**によって、**精神障害者の福祉の増進及び国民の精神保健の向上を図る**ことを目的とする。

障害者基本法 第1条 目的

この法律は、**全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである**との理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

国民の義務

第三条

国民は、精神的健康の保持及び増進に努めるとともに、精神障害者に対する理解を深め、及び精神障害者がある障害を克服して社会復帰をし、自立と社会経済活動への参加をしようとする努力に対し、協力するように努めなければならない。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

対象（この法律で言う「精神障害者」「家族等」の定義）

第五条（定義）

この法律で「精神障害者」とは、統合失調症、精神作用物質により急性中毒又はその依存症、知的障害その他の精神疾患を有する者をいう。

第五条2項

この法律で「家族等」とは、精神障害者の配偶者、親権を行うもの、扶養義務者及び後見人又は保佐人をいう。ただし、次の各行のいずれかに該当する者を除く。

- 一 行方の知れない者
- 二 当該精神障害者に対して訴訟をしている者又はした者並びにその配偶者及び直系血族
- 三 家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人又は補助人
- 四 当該精神障害者に対して配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第一条第一項に規定する身体に対する暴力等を行った配偶者その他の当該精神障害者の入院及び処遇についての意思表示を求めることが適切でない者として厚生労働省令で定めるもの
- 五 心身の故障により当該精神障害者の入院及び処遇についての意思表示を適切に行うことが出来ない者として厚生労働省令で定めるもの
- 六 未成年者

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

地方精神保健福祉審議会及び精神医療審査会

第九条

⇒精神保健及び精神障害者の福祉に関する事項を調査審議させるため、都道府県は、条例で地方精神保健福祉審議会を置くことができるとされている

第十二条

⇒入院措置時や措置入院患者等の定期病状報告や、入院患者又はその家族等からの退院等の請求に対する可否等の審査等を行わせるため、都道府県に、精神医療審査会を設置することとされている

精神保健指定医

第十八条

⇒厚生労働大臣は、申請に基づき、措置入院や医療保護入院の要否、行動の制限等の判定を行うのに必要な知識及び技能を有すると認められる者を、精神保健指定医に指定する。

入院形態

- 任意入院（第二十条）
- 医療保護入院（第三十三条第一項、法第三十三条第二項）
- 措置入院（第二十九条）
- 緊急措置入院（第二十九条の二）
- 応急入院（第三十三条の七）



法で定められた入院は
5種類
条件が整わなければ、
入院不可

任意入院

- 本人の同意による入院
- 開放的処遇を原則とする
- 退院も原則自由
- 指定医の診察の結果、必要ならば退院制限や行動の制限を行うことができる。
- 非指定医の診察で入院できる

任意入院の事例

40代男性。20代で統合失調症を発症し、数回の入退院歴がある。

現在は、実家を離れ、アパートで単身生活しながら日中は就労継続支援事業所に通所している。

一か月ほど前から、寝つきが悪くなり、疲れやすくなった。事業所に通うのがつらくなり、外出せず自室でふさぎこむようになった。

心配して訪ねてきた支援センター職員と相談し、通院先を受診。主治医から休息目的の入院を勧められ、次の受診日に、任意入院をすることに決めた。

9

9

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

医療保護入院

- **精神保健指定医の診察**で、精神障害者であり、医療と保護のための入院が必要と認められる患者について、その**精神症状のために入院治療の必要性を理解出来ない状態であり、入院の同意が得られない場合に「家族等のうちいずれかの者」の同意**により行われる入院形態（第三十三条第1項）
- **家族等がいない場合又は家族等の全員がその意思を表示することが出来ない場合、もしくは同意・不同意の意思表示を行わない場合**において、居住地を管轄する市町村長の同意により行われる入院形態（第三十三条第2項）

10

医療保護入院の同意

なぜ家族等または市町村長の同意が必要なのか

強制入院としての医療保護入院の濫用を防止するため

家族等とは・・・（法第五条第2項）

配偶者・親権者・扶養義務者・後見人・保佐人

家族等が入院に同意しないときは、医療保護入院はさせられない
（平成25年改正）

11

11

同意できる家族等に該当しない者

1. 行方の知れない者
2. 当該精神障害者に対して訴訟をしている者、またはした者並びにその配偶者及び直系血族
3. 家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人又は補助人
4. DVや虐待の加害者
5. 心身の障害により意思能力がない、あるいは事実上その意思を表示することができない場合 *単に認知症や成年被後見人であること理由に「家族等」から除くことはできない。
6. 未成年者

12

12

令和5年4月～

医療保護入院の同意を行う家族等から、虐待を行った者は除かれます

○改正精神保健福祉法の施行に伴い、医療保護入院の際に同意が必要な「家族等」から、虐待を行った者が除かれます。

○令和5年4月1日以降に入院する場合、医療機関は、虐待を行った者以外の家族等に、医療保護入院の同意を求める必要があります。具体的な手続は次のとおりです。

※「虐待」とは、児童虐待、配偶者からのDV等、高齢者虐待、障害者虐待を指します。

対象

○診察等の結果、患者が、家族等から児童虐待、配偶者からのDV等、高齢者虐待、障害者虐待を受けていると思われる場合

○虐待・DV等による行政上の次の措置を受けていることを把握した場合
・一時保護措置
・住民基本台帳事務上のDV等支援措置

手続

○虐待等に関する各法令（※）に基づき、通報窓口へ通報等をしていただきます。
（通報の対象や方法は、これまでと変わりません）
※児童虐待防止法、配偶者暴力防止法、高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法

通報等を行った場合

虐待等を行った家族に、医療保護入院の同意を求めることはできません。

虐待等を行った家族の他に家族がいなかった場合には、市町村同意を求めることができます。

厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

13

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

医療保護入院

入院期間の法定化と更新の手続き（R6.4月から）

- 入院時、3カ月以内の入院期間を定める必要があります！
 - 入院中、指定医の診察の結果、患者に同意能力がなく、入院の必要性があると判断された場合に限り、以下の要件を満たすことで入院期間の更新が出来ます。
 - ・退院支援委員会の開催（入院継続にあたって必要な退院支援の検討）
 - ・家族等から同意を得られること
 - ・更新届の提出
- ⇒これらを満たすことが出来ない場合は、入院を継続出来ない。

14

医療保護入院

入院期間の法定化と更新の手続き(R6.4月から)

入院期間の上限は、6 カ月を経過するまでの間は、3 カ月。入院から6 カ月を経過した後は、6 カ月まで可。

	入院日	7 日以内	1 か月	2 か月	3 カ月	4 カ月	5 カ月	6 カ月	7 カ月	8 カ月	9 カ月～
ケース 1	指定医の診察・ 家族等の同意	退院後生活環境相談員の選任	初回：3 カ月			更新：3 カ月			更新上限：6 カ月		
ケース 2			初回：2 カ月		更新：2 カ月		更新 2 か月		更新上限：6 カ月		
ケース 3			初回：2 カ月		更新：3 カ月			更新：3 カ月		更新上限：6 カ月	

医療保護入院

入院期間の法定化と更新の手続き(R6.4月から)

〈入院から入院更新までの流れ〉

入院日	7 日以内	10 日以内	入院満了日の 1 か月前	入院満了日の 2 週間前まで	入院満了日	入院満了日から10 日以内
・ 指定医の診察 ・ 家族等の同意 (同意書のサイン) → 医療保護入院の決定、告知 → 入院期間の設定	・ 退院後生活環境調整相談員の選任 → 入院者と家族等へその役割を説明	・ 医療保護入院者の入院届 (家族等同意書の写しを添付) を保健所へ提出	・ 精神保健指定医の診察 ・ 退院支援委員会の開催	・ 家族等へ「医療保護入院の入院期間更新に関する通知」を行い、同意の有無を確認	・ 家族等から入院更新の同意が得られている場合は、入院継続可 * 同意を得られない場合は、入院継続不可	・ 更新届を提出 (家族等の同意書の写しと退院支援委員会審議録の写しを添付)

退院後生活環境相談員

(法第29条の6、法第29条の7、法第33条の4)

＊ ＊ 医療保護入院者と措置入院者に対し選任することが義務化 ＊ ＊

＊ ＊ 地域援助事業者の紹介が義務化 ＊ ＊

- 可能な限り早期に退院出来るよう、退院支援ための取り組みにおいて中心的役割を果たすこと
- 医師の指導を受けつつ、多職種連携の調整を図り、行政機関や地域援助事業者との調整を行うこと

地域援助事業者

指定一般相談支援事業者、特定相談支援事業者、委託相談事業所、
地域生活支援拠点等のコーディネート機能を担う機関等、
障害者総合支援法における障害福祉サービス事業者、居宅介護支援事業所

17

17

医療保護入院の事例

＊ 家族の同意

本人は40歳代の兄弟と70歳代の母親の3人世帯。自宅はゴミ屋敷状態で市役所に近隣苦情が多数入っていた。

市・社協・保健所の担当者が訪問したところ、近隣に対する妄想・幻聴様の訴えが認められたが、兄・母とも「本人は正常」だとして、職員らに拒否的な態度であった。

ある夏、不衛生な環境での生活により、もともと足腰が弱かった母の褥瘡がひどく化膿したことを契機に、保健師らが母を総合病院に受診させることができた。

母の傷のケアを通して、担当者が母とある程度の信頼関係を構築したところで、本人の精神科治療の必要性について母を説得した。

本人は、母と担当者に伴われ、精神科病院を初診。指定医の診察の結果、入院治療が必要な状態と判断されたが、妄想や幻聴により入院の必要性を判断出来る状態ではなかったため、母の同意による医療保護入院となった。

18

18

医療保護入院の事例

* 市町村長同意

50歳代女性。統合失調症で通院していたが、自己中断したことから、病状悪化。「謎の組織から電波で攻撃されて身体が痛い」と訴え、市役所など関係機関に頻回に電話をしてくるようになった。また、近隣住民に対しても暴言を吐くことがあった。市職員は、本人の治療再開の必要性を感じ受診を勧めたが、本人は拒否した。市職員は、兄や妹にも連絡を取った。しかし、家族は関わりを拒み、入院に関して同意、不同意について意思表示しなかった。そのため、市職員や関係機関は、通院先医療機関と連携し、市長同意による医療保護入院も視野に、受診勧奨をしていく方針とした。関係機関は、電話や訪問で、本人との信頼関係構築に努め、受診の説得を続けたところ、本人は受診につながった。精神保健指定医の診察の結果、入院加療が必要であると認められたが、本人は病状により入院の必要性を十分に理解出来る状態ではないため、医療保護入院が必要と判断された。家族は関わりを拒否し、入院について意思表示をしなかったため、医療機関は市長同意による医療保護入院の手続きをとった。

19

19

様式9

医療保護入院に際してのお知らせ

(医療保護入院者の氏名) 殿

年 月 日

【医療保護入院について】

医療保護入院とは、精神保健指定医又は特定医師による診察の結果、精神障害があり、医療と保護のために入院の必要があると判定された方であって、その精神障害のために入院に同意いただけない場合に、やむを得ずご家族等の同意を得て、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）に定める範囲内（医療保護入院開始から6ヶ月が過ぎるまでは3ヶ月以内、医療保護入院開始から6ヶ月が過ぎてからは6ヶ月以内）の期間を定めて入院していただく制度です。ただし、入院を続けることが必要とされた場合には、改めてご家族等の同意を得て、入院期間が更新されます。

あなたは、(□精神保健指定医・□特定医師)の診察の結果、以下の理由・目的により、入院が必要であると認められたため、年 月 日(□午前・□午後 時 分)、入院されました。

あなたの入院は、法第33条【□①第1項、□②第2項、□③第3項後段】の規定による医療保護入院です。①又は②に該当する場合、あなたの入院の期間は、入院日から3ヶ月を超えない 年 月 日までです。

【入院理由について】

- あなたは、診察の結果、以下の状態にあると判定されました。
 - ☐ ①幻覚妄想状態（幻覚や妄想があり、それらを現実と区別することが難しい）
 - ☐ ②精神運動興奮状態（欲動や意志が昂ぶり、興奮しやすく、自分で抑えることが難しい）
 - ☐ ③昏迷状態（意志発動性の強い抑制や、著しい混乱により、外界への応答が難しい）
 - ☐ ④抑うつ状態（気分の落ち込みや悲観的な考え、興味や喜びの消失などが続いている）
 - ☐ ⑤躁状態（気分の高揚や著しい活発さ、苛立ち等が続いている）
 - ☐ ⑥せん妄・もうろう状態（意識障害により覚醒水準が低下している）
 - ☐ ⑦認知症状態（認知機能が低下し、日常全般に支障を来している）
 - ☐ ⑧統合失調症等残遺状態（障害により日常生活動作、社会的判断・機能遂行が難しい）
 - ☐ ⑨その他（ ）

2. あなたは、以下の理由により入院されました。

- ☐ 外來への通院等においては、十分な治療ができないことから、手厚い医療を提供するため、入院の必要性があります
 - ☐ あなたの安全を確保しながら診断や治療を行うため、入院の必要があります
- その他（ ）

【入院中の生活について】

- ☐ あなたの入院中、手紙やはきを受け取ったり出したりすることは制限なく行うことができます。ただし、封書に異物が同封されていると判断される場合、病院の職員と一緒に、あなたに開封してもらい、その異物は病院で扱うことがあります。
- ☐ あなたの入院中、入権を擁護する行政機関の職員、あなたの代理人である弁護士との電話・面会や、あなた又はご家族等の依頼によりあなたの代理人となろうとする弁護士との面会は、制限されませんが、それら以外の人との電話・面接については、あなたの病状に応じて医師の指示で一時的に制限することがあります。
- ☐ あなたの入院中、治療上どうしても必要な場合には、あなたの行動を制限することがあります。
- ☐ あなたの入院期間については、一定期間ごとに入院の必要性について確認を行います。
- ☐ 入院日から7日以内に、退院後の生活環境に関し、あなたやご家族等からのご相談に応じ、必要な情報の提供や助言、援助等を行う職員として、退院後生活環境相談員が選任されます。
- ☐ 介護保険や障害福祉のサービスの利用を希望される場合又はその必要性がある場合、介護や障害福祉に関する相談先を紹介しますので、退院後生活環境相談員等の病院の職員にお問い合わせください。
- ☐ 入院中、あなたの病状が良くなるように力を尽くしてまいります。もしも入院中の治療や生活について不明な点、納得のいかない点がありましたら、遠慮なく病院の職員にお話しください。

- ☐ それでも入院や入院生活に納得のいかない場合には、あなた又はあなたのご家族等は、退院や病院の処遇の改善を指示するよう、都道府県知事に請求することができます。この点について、詳しくお知りになりたいときは、退院後生活環境相談員等の病院の職員にお尋ねになるか下記にお問い合わせ下さい。

自治体の連絡先（電話番号を含む。）

- ☐ あなたの入院中、もしもあなたが病院の職員から虐待を受けた場合、下記に届け出ることができます。また、もしも他の入院患者さんが病院の職員から虐待を受けたのを見かけた場合も、下記に通報してください。

自治体の虐待通報に関する連絡先（電話番号を含む。）

病 院 名
管 理 者 の 氏 名
指 定 医 ・ 特 定 医 師 の 氏 名
主 治 医 の 氏 名

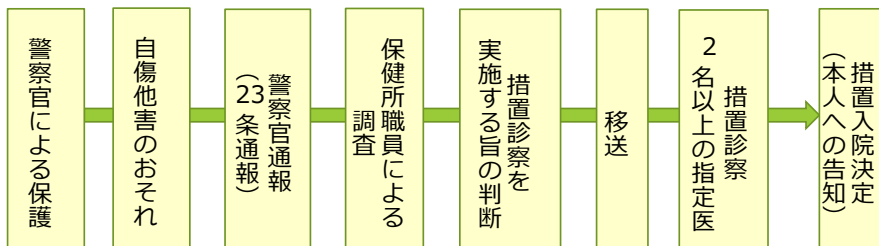
20

措置入院

●申請・通報・届出

第二十三条 警察官の通報

警察官は、職務を執行するにあたり、異常な挙動その他周囲の事情から判断して、精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認められるものを発見したときは、直ちに、その旨を、**最寄りの保健所長**を経て都道府県知事に通報しなければならない。



21

21

措置入院となった事例

28歳女性。幼少より優等生だった。半年前に、勤務先のLINEグループのやりとりで「みんなに情報がばれてしまった」と混乱し、仕事を辞めて、ひきこもるようになった。一人暮らしの家に時々両親が様子を見に行っていたが、部屋の様子が行くとたびに荒んでいった。

1か月前、突然実家を訪れ、「そういうことだったのか」と父に暴力を振ったため、母が110番したが、父が「おおごとにしたくない」と臨場した警察官を帰した。

本日、母が本人宅を訪ねたところ、本人が母に暴力を振るった。そのあと本人が外に出ていき、近所の人に対し「テロリストだ」と言って生卵を投げつけるなどしたため、近所の人々が110番した。その場に臨場した警察官に対しても興奮してひっかくなどしたため、警察官職務執行法第3条により保護された。

本人を保護した警察署長より、埼玉県知事あてに警察官通報が出された。
この通報を受理した保健所職員が調査し、措置診察を実施することを保健所長が決定した。

22

22

措置入院となった事例(続)

保健所職員より、本人に対して、措置診察を実施するために精神保健指定医のもとに移送する旨、書面で告知した。
また、保健所職員より父に対し、措置診察を実施する旨を書面で通知した。

2名の精神保健指定医の診察の結果、本人は措置入院が必要であると認められた。

保健所職員は、「入院措置を採ること」「入院措置を採る理由」「退院請求・不服申し立ての手続きに関すること」「入院中の通信・電話・面会等の処遇に関すること」「虐待に関する通報窓口」を、本人に書面で告知した。

また、父に対しても同様に書面で告知した。

様式 21

措置入院決定のお知らせ

(措置入院者の氏名) 殿

年 月 日

○ ○ 知事

【入院理由について】

あなたは、精神保健指定医の診察の結果、【①幻覚妄想状態 ②精神運動興奮状態 ③昏迷状態 ④統合失調症等殊道状態 ⑤抑うつ状態 ⑥躁状態 ⑦せん妄状態 ⑧もうろう状態 ⑨認知症状態 ⑩その他()】にあり、ご自身を傷つけたり、又は他人に害を及ぼしたりするおそれがあることから、【①精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 29 条の規定 ②精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 29 条の 2 の規定】による入院措置（措置入院・緊急措置入院）が必要であると認めためての通知します。

【入院中の生活について】

- あなたの入院中、手紙やはがきなどを受け取ったり、出したりすることは制限なく行うことができます。ただし、封書に異物が同封されていると判断される場合、病院の職員と一緒に、あなたに開封してもらい、その異物は病院であずかることがあります。
- あなたの入院中、人権を擁護する行政機関の職員、あなたの代理人である弁護士との電話・面会や、あなた又はあなたのご家族等の依頼によりあなたの代理人となろうとする弁護士との面会は、制限されませんが、それら以外の人との電話・面接については、あなたの病状に応じて医師の指示で一時的に制限することがあります。
- あなたの入院中、治療上どうしても必要な場合は行動制限を受けることがあります。
- 入院日から 7 日以内に、退院後の生活環境に関し、あなたやご家族等からのご相談に応じ、必要な情報の提供や助言、援助等を行う職員として、退院後生活環境相談員が選任されます。
- 介護保険や障害福祉のサービスの利用を希望される場合又はその必要性がある場合、介護や障害福祉に関する相談先を紹介しますので、退院後生活環境相談員等の病院の職員にお問い合わせください。
- もしも入院中の治療内容や生活について、あなたに不明な点、納得のいかない点がありましたら、遠慮なく病院の職員にお話ください。
- あなたの入院中、もしもあなたが病院の職員から虐待を受けた場合、下記に届け出ることができます。また、もしも他の入院患者さんが病院の職員から虐待を受けたのを見かけた場合も、下記に通報してください。

自治体の虐待通報に関する連絡先（電話番号を含む。）

【入院や入院生活にご納得のいかない場合】

- あなたの入院や入院生活に納得のいかない場合には、あなた又はあなたのご家族等は、退院や病院の処遇の改善を指示するよう、都道府県知事に請求することができます。この点について、詳しくお知りになりたいときは、病院の職員にお尋ねになるか下記にお問い合わせ下さい。

自治体の連絡先（電話番号を含む。）
- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に限り、都道府県を被告として（訴訟において都道府県を代表する者は都道府県知事となります。）提起することができます（なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁判の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であれば、提起することができます（なお、その審査請求に対する裁判の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、その審査請求に対する裁判の日の翌日から起算して 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

応急入院

医療及び保護の依頼があった者について、指定医の診察の結果、措置要件はないが、直ちに入院させなければ医療及び保護が図れないと認められたときで、家族等の同意が得られず、なおかつ任意入院を行う状態でない場合 **72 時間に限り** 応急入院指定病院に入院させることができる。

25

25

応急入院の事例

40歳代と思われる男性。ファミリーレストランで無銭飲食しようとして110番通報された。

言動は支離滅裂、所持品なく、身元がわからない。

「ベトナム戦争から帰還した」と主張する。

警察・保健所から市役所社会福祉課に相談したうえ、精神科病院に受診することになった。

指定医の診察の結果、幻覚妄想状態により緊急の入院治療であると診断されたが、本人の同意が得られず、家族等の存在が不明であるため、応急入院となった。

72時間後も身元がわからず、市長同意による医療保護入院に変更した。

26

26

入院形態のまとめ

形態	主体	本人同意の有無	目的
任意入院	本人と精神科病院の契約	あり (自発的)	病院管理者は本人の同意に基づいての入院に努める(努力義務)
医療保護入院	家族等と精神科病院の契約	本人の同意によらない (非自発的) ☆指定医の診察が必要	精神障害者の医療・保護
措置入院	行政処分 (都道府県知事、指定都市の市長)		精神障害により 自傷他害のおそれ がある人に対する医療・保護
緊急措置入院 * 72時間に限る			措置入院が必要であるが、規定の手続をとることができない場合
応急入院 * 72時間に限る	契約関係なし		直ちに医療保護入院が必要だが、規定の要件を得られない場合

精神科医療機関との連携

連携にあたって

あなたの地域にはどのような特徴をもつ医療機関がありますか？

精神科診療所

- 外来メイン（19床以下のベットを備えているところもあり）
- 利便性の良いところに多くある
- 気軽に受診しやすい雰囲気
- 精神科医ひとりで診療にあたっているところも多い
- 土日や夜間診療、カウンセリングやデイケアなど特徴を持つことがある

精神科病院

- 20床以上のベットがある。
- 複数の医師が勤務
- 外来と入院を行っているため、継続した診療を提供できる
- ワーカーや作業療法士などコメディカルがいる
- 救急病棟や依存症治療、高齢者対応など、特徴を持つ病院もある。

大学病院や総合病院の精神科

- 院内で他の診療科との連携が取りやすく、体の病気も抱えた方が診療科間の連携のある治療を受けやすいというメリットがある
- 精神科のベットを持たない病院やベットがあっても限られていることが多い。

連携にあたって

あなたは医療機関にどのようなことを求めますか？

◆医療機関の役割は？

・・・治療するところ

精神科病院（病床）での入院は、精神保健福祉法に基づくものとなる（医療観察法病棟は除く）。入院の要件も満たす必要がある。

◆治療の主体は？

・・・本人

◆精神疾患の特徴

・・・治癒ではなく、回復

連携にあたって

スピードの違い（１）

◆医療機関の役割は？

・・・治療するところ。入院治療の目的を互いに確認していく。

皆さんが病院に期待することと、病院の特徴や機能と合っていますか？

☆入院は、入院でなければ出来ない治療をする。

入院が必要と判断される相当の症状があるということ。

◆入院治療の対象であった症状が回復したら、退院

◆入院時（受診前相談時）から、退院後を見据えて対応します

治療目標、退院後の生活 etc

・・・でも、治療してみなければ、見えてこないこともある。

連携にあたって

スピードの違い（２）

例えば

◆措置入院の解除

措置症状（精神障害による自傷他害）が消退したら、

「**直ちに、その者を退院させなければならない**（第二十九条の四）」

・・・総合支援法などのサービス調整が間に合わない

病状が落ち着いてからでないと、本人の意思確認が出来づらいことがある。

意思確認出来る状態になったときには、退院ということになる。

サービスは申請主義。他の入院形態でも同じようなことが起きる。

早期退院とスムーズな退院（地域移行）のために、事前の情報（アセスメント）が重要

連携にあたって

受診前相談のとき確認したい情報

- 本人の状態 症状、いつから？ 治療を受ける気持ちは？ どのようなことで困っている？
- 他に困っている人は？ 誰がどんなことに、どのようなことで困っている？
- 過去、現在の治療歴 精神科だけではなく身体科も。
- 経済状況 経済基盤、加入健康保険等。
- 家族状況 家族の気持ち、スタンス、協力度合、健康状況等
- 退院後の生活 帰住先、過去利用していたサービス、今後必要と思われるサービス等
- 現在と今後想定される課題 などなど。

疾病性と事例性

33

連携にあたって

事例から考える（１）

- ✓ 病院に「措置入院をお願いします」と相談
 - ☞ 病院単独で出来ることではない。措置入院の要件を確認しよう。
- ✓ 「家族も入院を希望しているので、医療保護入院をお願いします」と相談
- ✓ 本人の意思を確認すると「入院は嫌と言っています」
- ✓ 「本人には、病院に行くとは言わず、騙して連れていくので、うまくやってほしい」
 - ☞ 家族は入院に同意はすると言っているが、協力は出来ないと言っているときがあったり・・・
 - ☞ 治療の主体は？ 非自発的な入院が必要な状態であるのか？
 - ☞ 治療契約は？ 騙されて連れてこられたら、本人はどう思う？
 - ☞ 医療保護入院は、家族の同意が必要。本人の前で、その意志を表明出来る？
 - ☞ 退院後の生活や通院は？

34

連携にあたって

事例から考える（２）

- ✓「家族がいない人です」、「日頃面倒をみている甥が入院に同意します」
 - ☞ 詳細を確認していくと、…。☞ 医療保護入院に同意出来るのは？
- ✓入院の約束
 - ☞ 医師（精神保健指定医）が診察した結果による。
 - 事前情報から調整をしても、実際に診察してみると、入院にならないこともある。
- ✓「飲酒して変なことを言っています」
 - ☞ 酩酊状態では、診察が出来ない。精神症状の判断が出来ないからです。
- ✓「行くところがないので…」 「入所出来る施設が見つからないので」
 - ☞ 病院は、治療を行うところです。入院治療の必要性は？ 法律に基づく入院が成立する？
- ✓「身体的要因によって起こっていると考えられる精神状態」、「何にも食べられず吐いています」、「倒れていました。声をかけると分けのわからないことをいっているので」
 - ☞ 身体的な要因のよるものであれば、命にかかわることもあり。身体科受診を優先。

35

連携にあたって

最後に

- 入院時から退院後の生活を考えて治療していきます。
 - 「患者」であるが、生活者であるという視点を忘れないように医療者も心がけています。
- 入院中から、地域援助者の関わりは、医療スタッフも大変心強く感じています。
 - 閉鎖的な環境での治療が多いですが、出来る限り、地域援助者とのつながりが持てるように、また途切れないように意識しています。
- 主役は、本人。その人がいるべき場所で生活していくことを支えていく一つの手段が医療。
 - 医療は万能ではないから、皆さまの力が必要です。

連携

…協力してものごとを行うこと

互いの役割を確認しながら、ご本人により良い支援を行っていきたい

36